

地域包括ケアの推進に係る東海北陸
管内6県意見交換会資料
(東海北陸厚生局)

平成30年5月14日

東海北陸厚生局 地域包括ケア推進課

1. 現状

(1) 地域包括ケアの推進における課題について

①市町村・県における課題と対応

②事業実施における課題について

(1) 地域包括ケアの推進における課題について

①「市町村・県における地域包括ケアの推進」に係る課題と対応

課題

市町村における課題

- ・地域に合った効果的な取組手法の確立
- ・取組体制の充実(担当者の資質向上、庁内体制、関係機関との連携)
- ・新たな事務(書類の整備等)への対応 ※書類:諸規定、要綱等

県における課題

- ・地域に合った効果的な市町村支援に係る手法の確立
- ・市町村ニーズに応じた支援のためのスキル・ノウハウの充実
- ・関係機関との連携強化

対応

市町村への対応

- 研修会・セミナー等を通じた
- ・先行事例の情報発信
- ・成果の出るための要因や必要事項を分析した情報の発信
- 個別支援(必要に応じ)

県への対応

- 管内6県担当者会議等を通じた
- ・他県における市町村支援の取組状況の情報発信
- ・全国の傾向等の情報発信

②事業実施における課題について

■総論

- 関係者の視点の追加、視野を広げる
 - ・他人事→自分事、病院→在宅医療 等

- 関係者間の相互理解を進める
 - ・関係者(住民、専門職、関係機関、行政)同士が、それぞれの役割、考え方等を理解する。

- 関係者間の合意形成を図る
 - ・一部の関係者だけで進めず、できるだけ多くの関係者を交えて、議論し合意形成のうえ、取り組みを進める。

■各論(事業別) ※詳細次ページ参照

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)
- ② 生活支援体制整備事業
- ③ 在宅医療・介護連携推進事業
- ④ 認知症施策
- ⑤ 地域ケア会議

各論(事業別1)

①介護予防・日常生活支援総合事業
(総合事業)

②生活支援体制整備事業

【①②共通】

○ 住民の参加促進、育成

- ・ 住民(特に男性)の参加促進
- ・ 担い手(特にリーダー)の育成

【①総合事業関係】

- 専門職の参画による、効果的な介護予防に関する取組
- 移動支援サービスの創設

【②生活支援体制整備事業関係】

- 生活支援コーディネーター・協議体の活動促進

③医療・介護連携推進事業

○住民への普及・啓発の促進

- ⇒住民(本人・家族等)について、
 - ・ 希望に応じ、在宅医療を選択する
 - ・ 在宅での医療・介護に対し心構えがまえを持つ

○医療・介護の専門職(多職種)の連携

- ⇒病院と訪問看護事業所との連携(病診連携)を強化する

- ⇒介護(ケアマネ等)と、医療(特に医師)との連携を強化する

○ルールや書類等の共通化

- ⇒部分的な(一部の事業所間等)連携にとどまらず、退院支援等の県内共通ルールの策定や関係者間での書類の共通化等により、円滑な連携を図る

各論(事業別2)

④認知症施策

- 早期・発見、早期対応の徹底
 - ・認知症を正しく理解し、できるだけ早く診断を受け、適切な支援につなげること(早期発見・早期対応)が重要であることを関係者が認識し適切に行動する。
- 住民への普及・啓発の促進
 - ・本人・家族が認知症を発症しても、できるだけ安心感をもって暮らすことができる体制づくり
 - ・地域や企業での正しい理解の促進
- 専門職の認知症対応力の向上

⑤地域ケア会議

- 自立支援、重度化防止に資する「地域ケア個別会議」開催の促進
 - ⇒困難事例(※)の検討を行う「地域ケア個別会議」のみを開催している市町村が多い
 - ※ゴミ屋敷、家族等不在、認知症、生活困窮 等
- 地域課題を解決するための「地域ケア推進会議」開催の促進
 - ⇒個別ケースの検討をする「地域ケア個別会議」のみを開催している市町村が多い
- 関係者(医師等専門職、住民)の参加促進

2. 対応策について

- (1) 地域包括ケアの推進に係る各種事業の課題に係る対応の方向性
- (2) 平成30年度地域包括ケア推進課の取組(概要)
- (3) 東海北陸厚生局地域包括ケア推進課
平成30年度事業スケジュール

(1) 地域包括ケアの推進に係る各種事業の課題に係る対応の方向性

	共通の対応	事業別の対応
① 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)	<p>県との連携により、</p> <p>○研修会・セミナー等を通じた、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 先行事例(好事例等)の情報発信 (情報発信に向けた対応) <p>⇒ 先行事例の収集</p> <p>⇒ 先行事例における成果が出るメカニズムを解明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「場づくり」による市町村等関係者間のネットワークづくりへの支援 <p>等を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老健事業による効果的な推進方法の調査研究(①②共通)
② 生活支援体制整備事業		
③ 在宅医療・介護連携推進事業		<ul style="list-style-type: none"> ・ 老健事業による市町村支援のあり方の調査研究 ・ 個別支援(北設楽郡)
④ 認知症施策		<ul style="list-style-type: none"> ・ 老健事業による若年性認知症の支援体制強化に係る調査研究
⑤ 地域ケア会議		<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ケア会議への参画 (市町村等の依頼に応じ)

(2) 平成30年度地域包括ケア推進課の取組(概要)

1. 市町村支援の充実に向けた体制づくり

(市町村支援の充実に向けた管内6県担当者との連携)

東海北陸厚生局と管内6県担当者との協働による、市町村支援に向けた体制づくりのため、次の取組等を実施する。

(1) 管内6県担当者会議の開催

厚生局と管内6県の連携の強化を図るため、
⇒各県ごとの支援スタンスの確認、県と厚生局の役割分担、県における市町村支援に係る政策立案に資する情報の共有等を行う。

(2) 市町村の取組状況の把握

市町村における取組状況を把握し、より効果的な支援を行うため、
⇒基金の県ヒアリング、老健局が実施(予定)する在宅医療・介護連携、認知症施策に係る市町村実施状況調査を活用
⇒また、本年度新たに創設された保険者機能強化推進交付金(インセンティブ交付金)の交付申請(交付金の額を算定する際の評価指標)を活用等により、市町村の課題、ニーズを把握する。

2. 具体的な市町村支援の取組

管内6県や他省庁等との連携により、具体的な市町村支援のため、

(1) 市町村向け各種研修会・セミナー等の開催

- ・市町村等職員新任セミナー(開催決定済:6/7・11)、ほか適宜開催
- ・その他:県主催研修等の企画への参画、県主催の研修会等での行政説明の実施 等

3. 市町村支援の更なる充実に向けた取組

(1) 平成30年度老人保健健康増進等事業(老健事業:調査研究事業)への参画

(2) 他省庁との連携

(中部経済産業局:ヘルスケア産業、中部整備局:居住支援協議会 等)

(3) 東海北陸厚生局地域包括ケア推進課 平成30年度 事業スケジュール

※今後変更ありうる

事項	4月	5月	6月	7月	8月	9月
地域包括ケア 推進本部	●4/17			●7/6予定		
管内6県担当者 ブロック会議等		●5/14 地域包括ケア全体		●7/23 在宅医療・介護連携	●8/上旬 認知症施策	
市町村職員等 研修・セミナー等			●6/7・6/11 地域包括ケア全体	管内6県からの依頼等により、適宜開催 →		
老健事業(6事業)		● 5月中採択(本省) (実施事業決定)	事業決定後、各事業ごとの事務局と調整 →			
他省庁連携	●4/27 整備局:居住支援勉強会					
交付事務等 (交付金・基金等)	● 交付金:当初申請書 とりまとめ予定	●5/21~23 基金(人材確保): 県ヒアリング	● 交付金:当初交付決定	● 交付金:実績報告 とりまとめ		
事項	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地域包括ケア 推進本部	●10/9予定				●2/12予定	
管内6県担当者 ブロック会議等					●2/未定	
市町村職員等 研修・セミナー等	管内6県からの依頼等により、適宜開催 →					
老健事業(6事業)	事業決定後、各事業の事務局と調整 →					
他省庁連携		●11月 経産局:ヘルスケア産業 活用セミナー				
交付事務等 (交付金・基金等)	● 基金(人材確保) 執行状況調査	● 基金(施設): 事業量調査①			● 基金(施設): 事業量調査②	● 交付金:変更交付・ 前年度分確定

※上記の他、第7期介護保健事業計画の進捗管理等を計画している。

(参考)保険者機能強化推進交付金 (インセンティブ交付金)について(概要)

趣旨

- 各保険者において、地域の課題を的確に把握した上で、実情に応じた地域包括ケアシステムを構築していくことが重要
- 保険者の人員やノウハウにも課題や地域差があることや、保険者の枠を超えて調整が必要である場合もあることから、都道府県による保険者支援が重要
- 市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう、客観的な指標を設定した上で、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための新たな交付金「保険者機能強化推進交付金(通称:インセンティブ交付金)」(市町村分、都道府県分)を創設

<参考>市町村 評価指標(例)

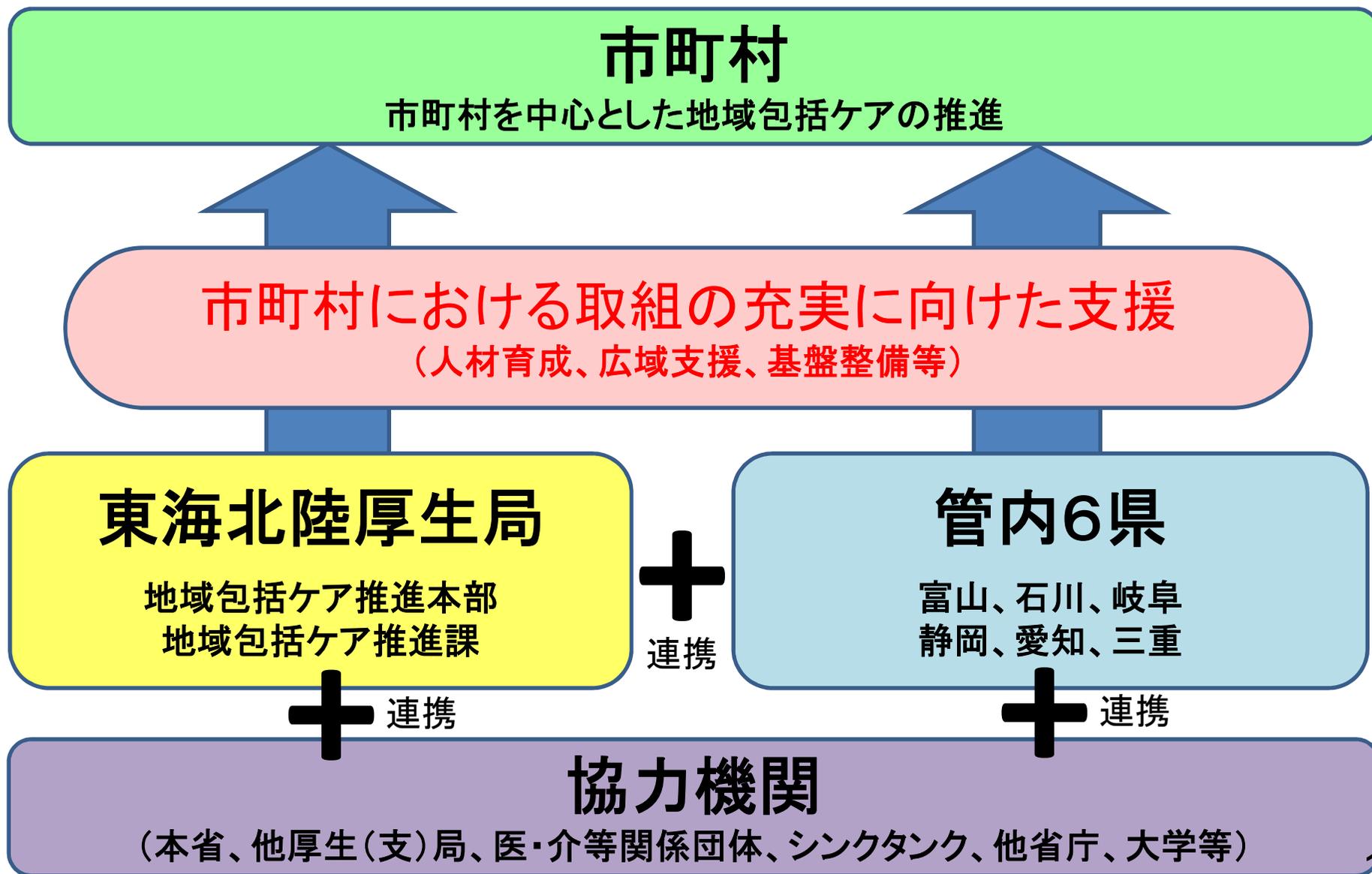
- ・地域包括ケア「見える化」システムを活用して他の保険者と比較する等、地域の介護保健事業の特徴を把握しているか
- ・地域ケア会議において多職種が連携し、自立支援・介護予防等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか
- ・介護予防に資する住民主体の通いの場への65歳以上の方の参加状況はどの程度か
- ・要介護認定者の要介護認定の変化率はどの程度か 等

3. 実施体制について

- (1) 東海北陸厚生局管内における地域包括ケアの推進について
- (2) 地域包括ケアの推進に係る行政の主な役割
- (3) 東海北陸厚生局の目標

(1) 東海北陸厚生局管内における地域包括ケアの推進について(フロー図)

東海北陸厚生局管内では、厚生局と管内6県、協力機関と連携し、市町村における取組の充実に向けて支援を行い、地域包括ケアを推進する。



(参考)2つの会議体による地域包括ケアの推進(イメージ)

東海北陸厚生局においては、2つの会議体(地域包括ケア推進課を起点とした2つの会議(「地域包括ケア推進本部」と「管内6県担当者会議等」)により、県による市町村支援に係る取組の充実等を図り、各市町村の地域包括ケアの推進する。

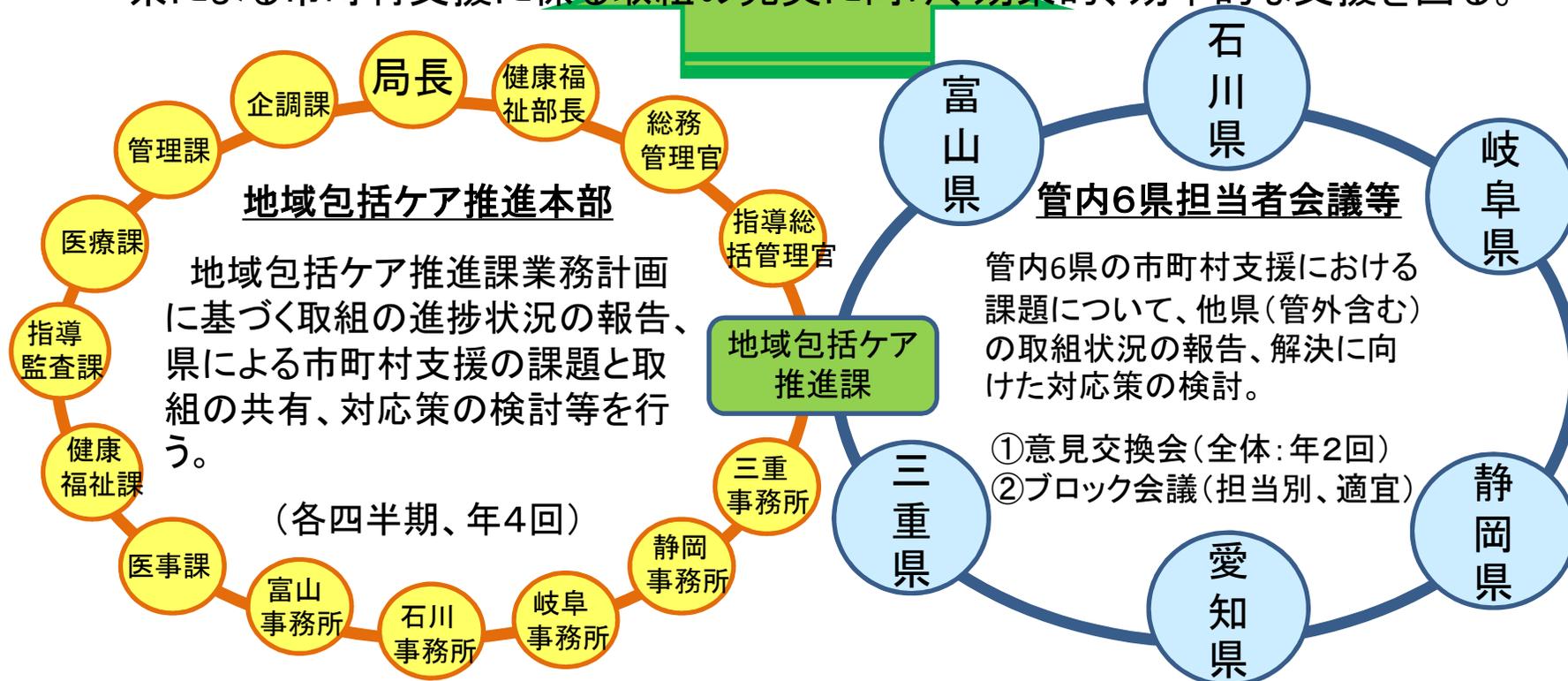
[目指す姿] 市町村を中心とした地域包括ケアの推進

厚生局と、各県各事業担当者・関係団体との連携体制の構築。

厚生局による県支援のスキル向上、ノウハウの蓄積。

県・市町村・関係団体が、厚生局の役割を認識し、必要に応じ協力。

県による市町村支援に係る取組の充実に向け、効果的、効率的な支援を図る。



(参考)地域包括ケアの推進に関する素朴な疑問

Q:なぜ、市町村支援が必要なのか？

A. 市町村による地域包括ケアの推進にあたっては、

○事業が始まって間もないこと ※施行後3年(H27年度～)

○全国一律の取組手法がないこと

※地域の実情(高齢化率、社会資源等)に応じて取組手法は様々

等により、ノウハウも少なく、取組に課題を抱えている市町村が多い状況。

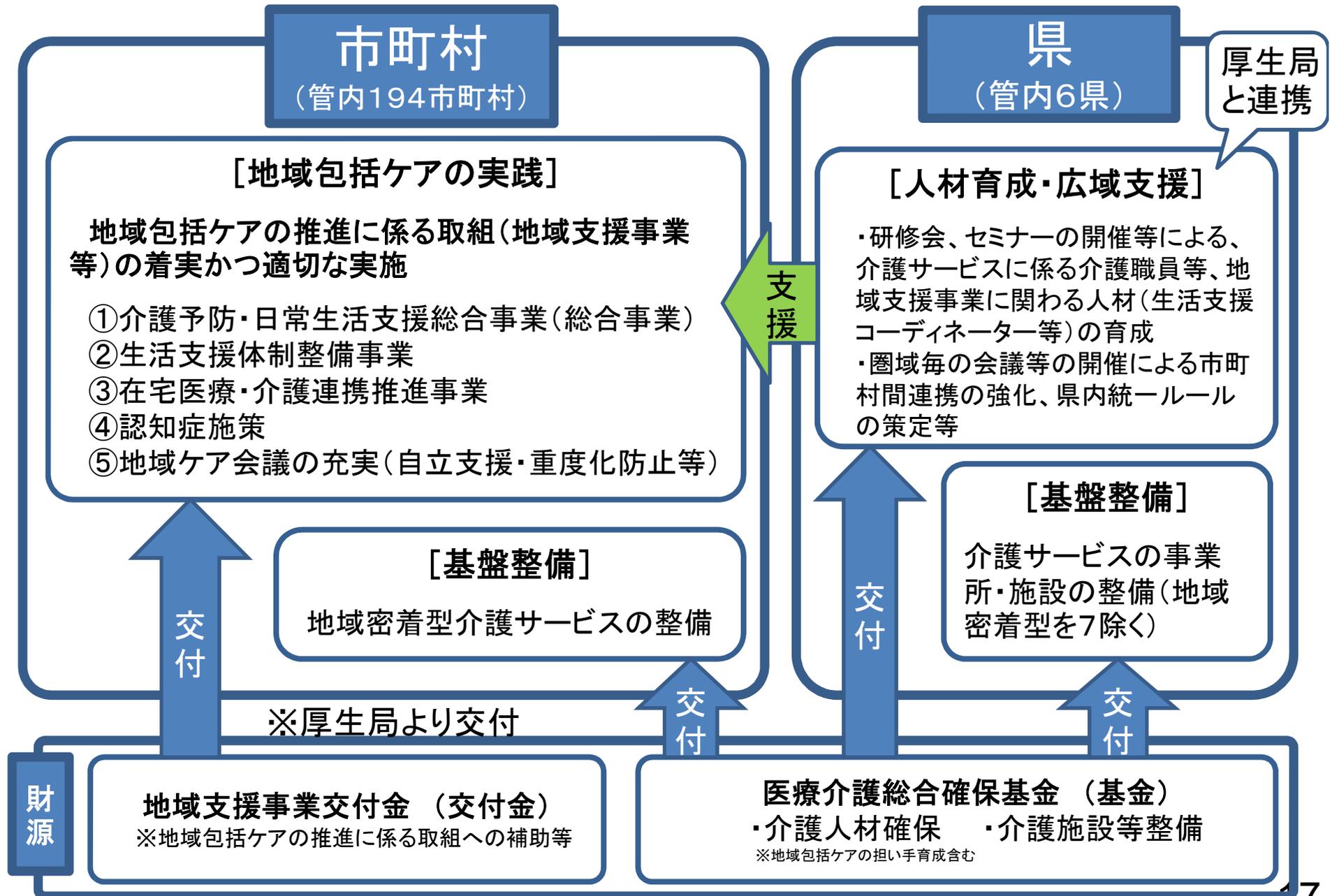
このため、

○人材育成として、行政・専門職等を対象とした各種研修会やセミナーの開催による関係者の資質の向上

○広域支援として、圏域ごとの会議の開催等による市町村間の連携強化や県内統一ルールの策定

○介護サービスの基盤整備のための財政支援等の市町村支援が必要であり、県と厚生局が連携して取り組む必要があるところ。

(2) 地域包括ケアの推進に係る自治体の役割と財源



(3) 東海北陸厚生局地域包括ケア推進課の目標

- 管内6県の頼れるパートナーになり、市町村支援の充実・強化を図る。
- 市町村や関係団体等現場の味方として、地域包括ケアの推進を支援する。

⇒ 県や厚生局の担当者だけで悩まず、困ったら他県・厚生局を含め、みんなで協力しあえる体制づくりに努める。

■東海北陸厚生局地域包括ケア推進課が目指す姿(イメージ)

